

ふくしま地域コミュニティ共創パートナーについて

1 目 的

福島県では、集落対策や過疎・中山間地域の活性化等に関する専門的な知識や豊かな経験を有する多くの専門家に協力をいただきながら過疎・中山間地域の振興に係る各種施策を展開してきました。

そこで、それらの専門家を「ふくしま地域コミュニティ共創パートナー」（以下「パートナー」という。）として登録し、過疎・中山間地域における地域の活性化や集落の維持・再生に向けて、様々な課題に直面している市町村等に広く周知するとともに、パートナーによる助言等の仲介・調整を行うことで、持続可能な地域コミュニティの共創を図ることを目的とします。

2 設 置

パートナーは、集落対策や過疎・中山間地域の活性化等に関する知見を有する専門家のうち、次のいずれかに該当する方とします。

- (1) 大学生事業に参加した大学生グループを引率・指導したことがある大学教員
- (2) 県が主催する集落対策や過疎・中山間地域の活性化等に関する研修会やセミナーなどで講師等を複数回務めた実績のある方
- (3) 県設置の審議会等で委員を務めるなど、県政及び県内の過疎・中山間地域の実情を把握している方
- (4) その他、パートナーの設置目的に照らし合わせて適当と認められる方

3 任 期

パートナーの任期は、原則として、4月1日からその年度の末日までとします。なお、年度途中から設置する場合は、当該年度の末日までとします。

ただし、個別の事情がある場合には、同一年度内において期間を変更することができることとします。

4 パートナーの役割

パートナーは、各団体からの依頼に対し、県を通じて次の支援を行うこととします。

- (1) 集落等及び地域運営組織が行う地域づくり活動に関する助言及び講演会等における講師の対応
- (2) 市町村が行う集落対策や過疎・中山間地域の活性化等に関する施策の策定及び実施に関する助言並びに講演会等における講師の対応
- (3) 県が行う集落対策事業や過疎・中山間地域の活性化事業に関する助言及び講演会等における講師の対応

5 県の役割

- (1) 集落等及び地域運営組織又は市町村（以下「市町村等」という。）が項番4（1）又は（2）による助言等を希望する場合は、様式第1号により県へパートナーとの仲介を依頼することができます。
- (2) (1)により依頼があった場合は、県は依頼内容を精査した上で、パートナーと対応の可否等を調整し、その結果を市町村等へ伝達します。
- (3) 県は、年度末にパートナーから助言等を受けた市町村等に対し、助言等の結果を確認します。

6 パートナーの活動に要する経費

市町村等の依頼によってパートナーが活動する際の経費は、市町村等が負担するものとします。

なお、集落等及び地域運営組織並びに市町村が経費を負担する際には、県の補助制度等を活用することができます。

7 情報の管理

パートナーは、その活動で知り得た情報について、公にされている事項を除き他に漏らしてはなりません。パートナーを退いた後も同様とします。

8 その他

パートナーの運用に関して必要なその他の事項は、別に定めます。

(用語の解説)

1 過疎・中山間地域

福島県過疎・中山間地域振興条例（平成17年福島県条例第68号）第2条で定める地域のこと。

2 大学生事業

県地域振興課が実施する「大学生と集落の協働による地域活性化事業」のこと。

3 集落等

次のいずれかに該当する団体をいう。

- (1) 市町村における行政区、自治会、町内会等の地域的な共同活動を行っている団体
- (2) 複数の(1)で構成する協議会、連合会
- (3) (1)と大学や民間団体が連携した事業体、連合体

4 地域運営組織

地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織のこと。